

消 食 表 第 2 4 0 号  
令 和 2 年 6 月 2 6 日

(別記) 団体の長宛て

消費者庁食品表示企画課長  
(公 印 省 略)

### トランス脂肪酸の情報開示に係る周知・普及について

日頃から、消費者行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」(平成 23 年 2 月 21 日)を公表し、食品関連事業者にトランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示する取組を進めるよう要請しております。

令和元年度に「トランス脂肪酸の情報開示に関する調査事業」を実施したところ、トランス脂肪酸を含む食品を製造する事業者のうち、消費者に対して情報発信をしている事業者は14.3%でした。情報発信していない理由は「トランス脂肪酸の含有量を把握していないから」が31.1%と最も多かったことが明らかとなりました。

つきましては、トランス脂肪酸を含む食品を製造する事業者が、当該食品中のトランス脂肪酸の含有量を円滑に把握し、その情報開示ができるよう、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」に加え、下記の点に留意いただくことについて、貴下団体会員に周知いただきますよう御配慮願います。

### 記

- 1 トランス脂肪酸を含む原材料を供給する食品製造事業者は、トランス脂肪酸を含む原材料を利用する食品製造事業者に対して、当該原材料中のトランス脂肪酸の含有量についての情報の提供に努める。
- 2 トランス脂肪酸を含む原材料を利用する食品製造事業者であって、

当該食品中のトランス脂肪酸の含有量の把握をしていない者は、原材料中のトランス脂肪酸の含有量の情報を入手し、含有量の把握に努める。

- 3 食品製造事業者は、引き続き、トランス脂肪酸に関する情報を自主的に開示する取組を進める。

以上

(参考) ウェブサイト URL

「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針について」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/trans\\_fatty\\_acid/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/trans_fatty_acid/)

「トランス脂肪酸の情報開示に関する調査事業報告書」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/research/2019/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/)

(別記)

- 一般財団法人食品産業センター 理事長
- 一般社団法人日本植物油協会 会長
- 日本マーガリン工業会 会長
- 一般社団法人 日本乳業協会 会長
- 一般社団法人 日本パン工業会 会長

写